

日高市空家等対策協議会委員からの意見

委員名	日高市空家等対策計画（案）	市の対応
皆川委員	空家等の定義の図が分かりやすいです。	市民コメントの意見を受けて、空家等の定義について、図解しました。（P2）
横手委員	<p>（5）計画期間 「本計画は、定期的にその成果を検証し」とあるが、具体的に2年毎なのか1年毎なのか期間を明確にさせていただき、その結果での見直しが良いのではないのでしょうか。 計画期間が10年なので、成果に応じた（定期的）ものは分かるが、ある意味では2年毎とかで取りまとめ検証した方が結果が分かりやすいのではないかと思います。</p>	令和3年度から本計画の「実施」となります。 年1回から2回程度、本協議会の開催を考えており、毎年度、空家等対策の実施状況を報告させていただき、ご意見を頂戴したいと考えております。
齋藤委員	<p>資料として統計データ、グラフ等を利用し視覚的にも、市民に対し訴求されていると思いますが、放置された空き家が増えた場合の影響を写真を使って訴求されてはいかがでしょうか。 市内発生の特定期間空家等になりそうな写真が良いとは思いますが、個人情報等の規制があれば、イメージ写真でも良いと思います。 武蔵台や日高団地の方は、現実に空き家が多いと思っていますが、市全体ではそれほどでもないかと思っていますので、日高市は全国平均よりも空き家率が高く、埼玉県53市町村中、11位で県内でも未利用の空き家が多い表現は出来ないのでしょうか。アパート等の空き家を含めた総数との併記では、現実感が弱い様な気がします。</p>	ご指摘のとおり、市内の物件については個人情報等の関係から、掲載できませんが、特定空家として判断する目安として、国で既存不適格建築物に係る是正命令制度に係るガイドラインを参考にしております。このガイドラインで示されている例が特定空家に近いものでございますので、イメージとして掲載しました。（P40～41）
新井委員	持ち主に対する相談、指導のタイミングとして、相続が発生した時が良いのではないかと。親が死亡した時なので、忙しい時ではあるが、少し落ち着いた頃をみて実施するプランははいかがでしょうか。	ご指摘のとおり、建物の所有者に対する相談、指導のタイミングとして、相続が発生した時に行うことが効果的と考えます。 国会でも相続登記の義務化が議論されておりますので、その動向を注視しながら、死亡届提出時の周知を検討します。
皆川委員	チラシの掲載が分かりやすいです。	視覚に訴えられるようにイメージ図やチラシ等を掲載しました。
皆川委員	市民コメントの修正が分かりやすいです。	視覚に訴えられるようにイメージ図やチラシ等を掲載しました。
三角委員	市民コメントが活かされ、素案と比較するとわかりやすくまとめられていると思います。	協議会の専門的な見地からのご意見や市民コメントによる意見について、取り込めるものについては最大限、計画書に反映させていただきました。
三角委員	空家等の活用について、県・日高市のみならず、他の市町村の具体例等を記載しても良いのではないのでしょうか？	ご指摘のとおり、空家等の活用事例につきましては、全国各地で様々な取組がなされております。国土交通省の事例紹介の資料に、東京都世田谷区の実例として、サロンやコミュニティカフェの実例がございましたので、その一部を掲載しました。（P34）
後藤委員	借りたいけど、物件がないという声が複数あると思われ、空き家活用の部分に「定期借家の仕組み活用の支援や啓発」も入れてはいかがでしょうか。	空家所有者の意向調査のアンケート結果を見ても、賃貸を希望している方は回答のあった207件のうち7件とかなり少ない状況で、空家の所有者のほとんどは、売買を希望しています。空家等の所有者の中には「賃貸借契約でトラブルがあるのではないか」「物件が古く修繕を求められるのではないのか」「他人に貸すと使いたい時に返してもらえないのではないのか」等の不安を抱えている方もいます。 こうした不安に対して「定期借家制度」や「マイホーム借上げ制度」の制度内容や利用方法等について周知及び推進図ってまいります。